

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

東北農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部改正について

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、別紙新旧対照表のとおり「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部を改正したので、御了知の上、これにより円滑かつ適正な事務を図られたい。

このことについては、財務省理財局と調整済みであるとともに、「『国有農地等』の引継等について」（令和 2 年 12 月 4 日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知）により、同局から各財務（支）局及び内閣府沖縄総合事務局宛て周知されることになっているので併せてお知らせする。

なお、貴管内都府県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

関東農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部改正について

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、別紙新旧対照表のとおり「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部を改正したので、御了知の上、これにより円滑かつ適正な事務を図られたい。

このことについては、財務省理財局と調整済みであるとともに、「『国有農地等』の引継等について」（令和 2 年 12 月 4 日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知）により、同局から各財務（支）局及び内閣府沖縄総合事務局宛て周知されることになっているので併せてお知らせする。

なお、貴管内都県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

北陸農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部改正について

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、別紙新旧対照表のとおり「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部を改正したので、御了知の上、これにより円滑かつ適正な事務を図られたい。

このことについては、財務省理財局と調整済みであるとともに、「『国有農地等』の引継等について」（令和 2 年 12 月 4 日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知）により、同局から各財務（支）局及び内閣府沖縄総合事務局宛て周知されることになっているので併せてお知らせする。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

東海農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部改正について

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、別紙新旧対照表のとおり「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部を改正したので、御了知の上、これにより円滑かつ適正な事務を図られたい。

このことについては、財務省理財局と調整済みであるとともに、「『国有農地等』の引継等について」（令和 2 年 12 月 4 日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知）により、同局から各財務（支）局及び内閣府沖縄総合事務局宛て周知されることになっているので併せてお知らせする。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

近畿農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部改正について

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、別紙新旧対照表のとおり「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部を改正したので、御了知の上、これにより円滑かつ適正な事務を図られたい。

このことについては、財務省理財局と調整済みであるとともに、「『国有農地等』の引継等について」（令和 2 年 12 月 4 日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知）により、同局から各財務（支）局及び内閣府沖縄総合事務局宛て周知されることになっているので併せてお知らせする。

なお、貴管内府県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

中国四国農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部改正について

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、別紙新旧対照表のとおり「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部を改正したので、御了知の上、これにより円滑かつ適正な事務を図られたい。

このことについては、財務省理財局と調整済みであるとともに、「『国有農地等』の引継等について」（令和 2 年 12 月 4 日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知）により、同局から各財務（支）局及び内閣府沖縄総合事務局宛て周知されることになっているので併せてお知らせする。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

九州農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部改正について

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、別紙新旧対照表のとおり「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部を改正したので、御了知の上、これにより円滑かつ適正な事務を図られたい。

このことについては、財務省理財局と調整済みであるとともに、「『国有農地等』の引継等について」（令和 2 年 12 月 4 日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知）により、同局から各財務（支）局及び内閣府沖縄総合事務局宛て周知されることになっているので併せてお知らせする。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第 2256 号
令和 2 年 12 月 4 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部改正について

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮」について提案があったことを受け、別紙新旧対照表のとおり「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年 11 月 29 日付け元経営第 1833 号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部を改正したので、御了知の上、これにより円滑かつ適正な事務を図られたい。

このことについては、財務省理財局と調整済みであるとともに、「『国有農地等』の引継等について」（令和 2 年 12 月 4 日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知）により、同局から各財務（支）局及び内閣府沖縄総合事務局宛て周知されることになっているので併せてお知らせする。

なお、貴管内県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。